

会則

Ver2019.4.1

- 第1条 本会は はずFCと称す
- 第2条 本会運営は役員・会員・会員保護者で行う
- 第3条 本会の入会資格は 原則として小学生とする
- 第4条 入会に際して 入会金 1,000 円 月会費 1,000 円を徴収する。 尚
退会時に入会金の返納は行わない。また月会費は半年分をまとめて
前期分後期分で徴収する。期の途中で入会する際は期の残りの月数分
を徴収する。
- 第5条 入会に際しては 必ず保護者連名の誓約書を提出する
また 入会時に会の指定するスポーツ保険に加入する
スポーツ保険は毎年4月に更新し、保険代 800 円を徴収する。
- 第6条 退会時には その旨を役員まで連絡する
- 第7条 やむをえず長期活動を中止する場合には その旨を役員
に連絡する その際 月会費は免除する
- 第8条 会の活動内容の不慮の事故・外傷においてはスポーツ保
険を適用するが その責任については会員各自が負うも
のとする
- 第9条 会則の変更に際しては その都度協議する。